

I 共通資料（その1） 別紙一覧

- (別紙 1-1-1) 報道資料
- (別紙 1-1-2) 報道資料
- (別紙 1-1-3) 身体的拘束等の適正化及び身体拘束廃止未実施減算について
- (別紙 1-1-4) 介護保険最新情報 Vol.872（抜粋）
- (別紙 1-1-5) 介護保険最新情報 Vol.920
- (別紙 1-1-6) 介護保険最新情報 Vol.927
- (別紙 1-1-7) 事故発生時における報告取り扱い要領
- (別紙 1-1-8) 業務管理体制に関する届出
- (別紙 1-1-9) 各種申請・届出等、各加算等の届出
- (別紙 1-1-10) 情報伝達のためのメールアドレス登録について

令和3年12月2日



担当課	指導監査課
担当者	高垣・堂本・西岡
電話	(073) 435-1319
内線	5254

介護保険サービス事業者に対する行政処分について

不正請求及び虚偽報告等により、下記事業者に対して介護保険法に基づく行政処分を行いました。当該処分については、令和3年12月1日に事業者に通知しました。

1 対象事業者

有限会社小鳥 取締役 島森 幸夫 (しまもり ゆきお)
所在地 和歌山市木ノ本767番地

2 対象事業所

①介護サービス小鳥【訪問介護】 ②デイサービス小鳥【地域密着型通所介護】

3 行政処分の内容

指定の取消し（効力発生日：令和3年12月29日）

4 経済上の措置（介護給付費等の返還）

	①介護サービス小鳥	②デイサービス小鳥
介護給付費	53,051,401円	4,210,841円
公費負担額	14,589,411円	1,116,317円
加算金	27,056,324円	2,130,862円
合計	94,697,136円	7,458,020円

5 経緯

本市に対する情報提供により、令和3年1月から同年9月まで監査を実施し、関係書類の精査及び実質上の代表者である廣田 雅巳（ひろた まさみ）氏を含む関係者からの聴取の結果、下記の事実を確認したため、行政処分を行いました。

6 主な取消し理由

	①介護サービス小鳥	②デイサービス小鳥
人員基準違反	管理者・サービス提供責任者を配置していない期間があった。	管理者・生活相談員を配置していない期間があった。
不正請求	虚偽の記録を作成したうえで、介護報酬を不正に請求した。	虚偽の記録を作成したうえで、介護報酬を不正に請求した。
虚偽報告	多数の虚偽の記録を作成したうえで、監査において市に提出した。	多数の虚偽の記録を作成したうえで、監査において市に提出した。

令和3年12月27日



担当課	指導監査課
担当者	高垣・堂本・川崎
電話	(073) 435-1319
内線	5253

介護保険サービス事業者に対する行政処分について

不正請求等により、下記事業者に対して介護保険法に基づく行政処分を行いました。当該処分については、令和3年12月24日に事業者に通知しました。

1 対象事業者

法人名 有限会社西日本マインド
代表者 代表取締役 武田 慎介 (たけだ しんすけ)
所在地 和歌山市内原1321番地

2 対象事業所

グループホームこのみ【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護】

3 行政処分の内容

内容 指定の一部効力の停止 (新規受入停止及び介護報酬の請求上限7割)
期間 令和4年1月1日から同年6月30日までの6か月間

4 経済上の措置 (介護給付費等の返還)

介護給付費	8, 316, 439円
公費負担額	11, 895円
加算金	3, 331, 333円
合計	11, 659, 667円

5 経緯

本市に対する情報提供により、令和2年9月から令和3年9月まで監査を実施し、関係書類の精査及び関係者からの聴取の結果、下記の事実を確認したため、行政処分を行いました。

6 主な処分理由

人員基準を満たさない状態が継続的に発生していたものの、減算を行わなかったほか、加算要件を満たしていなかったにもかかわらず、介護報酬を不正に請求したため。また、届出及び監査において、本市に対し事実とは異なる報告及び答弁を行ったため。

和指第1205号
令和2年3月25日
(2020年)

各認知症対応型共同生活介護
各特定施設入居者生活介護
各地域密着型特定施設入居者生活介護
各介護老人福祉施設
各介護老人保健施設
各介護療養型医療施設
各介護医療院
各地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業者様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

身体的拘束等の適正化及び身体拘束廃止未実施減算について

平素は、本市介護保険行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、身体拘束の適正化に向けた取り組みについては、平成30年度の改正により新たな基準が設けられており、基本報酬を減額する身体拘束廃止未実施減算についても見直しが行われたところです。

このたび、実地指導において、身体的拘束等の適正化の取組みが適切に行われていない事例が多々見受けられましたので、別紙のとおり、適切な取組みについて周知しますので、身体拘束の適正化の参考にしていただくとともに、各施設におかれましては、今一度ご確認ください。なお、身体拘束廃止未実施減算が適用となることが確認された場合は、当課あてご連絡いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

担当：指導監査課

介護サービス指導班

電話：073-435-1319

FAX：073-435-1320

身体的拘束等の適正化及び身体拘束廃止未実施減算について

○ 対象サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（下線部分は平成30年度報酬改定により対象となったサービス）

※ ユニット型施設について、解釈通知で身体拘束に関する規定が準用されていませんが、厚生労働省に確認したところ、準用した取扱いとする旨の回答があったため、準用するものとします。

○ 減算方法

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、入所者等の全員について所定単位数の10%を減算する。

○ 減算要件

下記減算要件1～4のいずれか一つでも該当する場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

1 身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない。

（現に身体的拘束等を行っていない場合でも、次の要件に該当する場合は身体拘束廃止未実施減算の対象となる。）

2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。

3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。

4 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。

1 身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない。

- ・利用者本人や家族に対し、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間・時間帯・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る。
- ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。なお、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院については、医師が診療録に記載すること。
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するか常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。
- ・日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を行い、情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で

直近の情報を共有する。

【事例】

- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行うに当たり、身体拘束に関する説明書に拘束開始及び解除予定等の具体的な期日が記載されていない。
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行うに当たり、事前に利用者の家族に対し説明していることが確認できない。

2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。

- ・委員会を設置し、身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、3月に1回以上開催すること。なお、3月に1回とは、前回委員会を開催した日の3月後の日の属する月中とする。（4月1日に開催した場合、次回は7月末までに開催しなければならない。）
- ・委員会の記録を残すとともに、その結果について、介護職員その他の従業者へ周知すること。
- ・委員会は幅広い職種（施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員等）により構成すること。（認知症対応型共同生活介護については、管理者及び従業者により構成すること。）
- ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。（認知症対応型共同生活介護は除く。）
- ・委員の任命を行っていない場合は、委員会を設置していないものとする。また、委員の任命は役職ではなく、個人に対して行い、指針に記載すること。（別紙記載としてもよい。）
- ・委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。（認知症対応型共同生活介護は除く。）
- ・第三者や専門家を活用することが望ましい。（精神科専門医等の専門医の活用等）
- ・委員会の内容としては、具体的には、次のようなことが想定されるが、身体的拘束等を行っていない事業所においても、身体的拘束等の適正化対策を検討する内容とする。

- ①身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ②介護職員その他の従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ③身体的拘束等の適正化のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

- ⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

【事例】

- ・委員会を設置していない。
- ・委員を任命していない。
- ・委員会を3月に1回以上開催していない。

3 身体的拘束適正化のための指針を整備していない。

- ・身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・当該指針には次の項目を盛り込むこと。

- ①事業所（施設）における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束適正化検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所（施設）内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・指針はサービス種別ごとに作成すること。
- ・指針は各事業所（施設）における身体的拘束等の適正化のためのものであるため、明らかに内容が別の事業所（施設）のものである場合は、指針を整備していないものとする。
- ・指針を作成していても、従業者に周知していなければ適切に整備しているとは言えない。

【事例】

- ・指針を整備していない。
- ・指針は作成されていたが、必要な項目が盛り込まれていない。
- ・認知症対応型共同生活介護事業所における指針の内容が、他のサービスに係るものである。
- ・指針は作成されていたが、従業者に周知されていない。

4 身体的拘束等適正化のための定期的な研修を実施していない。

- ・身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施すること。
- ・研修の内容は、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発す

るとともに、当該事業所（施設）における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

- ・身体的拘束等の適正化のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。
- ・研修の実施内容について記録すること。
- ・研修を行っていても、身体的拘束等の適正化についての内容が盛り込まれていない場合や、研修記録が確認できない場合は、研修を実施していないものとする。

【事例】

- ・研修を年2回以上実施していない。
- ・新規採用時に研修を実施していない。
- ・研修を実施しているが、内容が身体的拘束等の適正化についてのものではない。
- ・口頭では研修を実施しているとのことであるが、記録が残っていない。

【留意点】

身体的拘束等は、「緊急やむを得ない場合」として、**切迫性**、**非代替性**、**一時性**の**3つの要件**を満たし、**適切な手続き**を経た場合に限り認められる。

◆禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為とは、具体的には次のような行為が挙げられる。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

◆ 3つの要件

「緊急やむを得ない場合」については、次の3つの要件全てを満たす必要がある。

要 件		留 意 点
切 迫 性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。	身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで入所者等本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。	いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。 また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。
一 時 性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。	本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

※ ただし、3つの要件を満たすかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておくこと。

（参考）「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」戦推進会議）」

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

有料老人ホーム等における入居者の
医療・介護サービス等の利用について

計 39枚（本紙を除く）

Vol.872

令和2年9月4日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3981)

FAX : 03-3595-3670

事務連絡
令和2年9月4日

各 (都道府県)
指定都市 福祉担当部局
中核市 介護保険担当部局

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただき
おり、深く感謝申し上げます。

昨今、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。）において、入居者が希望する医療・介護サービス等（特に当該有料老人ホーム等の運営主体以外が提供するサービス）の利用について、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるといった事案が発生しています。

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日老発第0718003号・最終改正平成30年4月2日老発0402第1号厚生労働省老健局長通知）」及び「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年8月19日厚生労働省・国土交通省告示第1号）」にも入居者が希望するサービスを制限しないこととされており、さらに、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関するQ&A（その2）について（令和2年4月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」において、施設には訪問診療の適切な受け入れをお願いする旨、お示ししています。

医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切であり、入居者が希望する、もしくは入居者に必要である各種訪問系サービス及び通所系サービスや、訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービス等について、不当に制限することがないように、あらためて管内の有料老人ホーム等に対しての周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、別添の「社会福祉

施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」のうち、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」等においてお示ししているため、引き続きご対応いただくよう、あらためて管内の有料老人ホーム等に対し周知をお願いします。

以上

事務連絡
令和2年4月7日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

このため、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、主に、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）等において、感染防止対策（咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）等
- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）において、感

染が疑われる者が発生した場合における留意事項
をお示ししてきたところである。

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行い、同日付で改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、高齢者施設等における感染防止の徹底に関し周知徹底を行うこととされていることも踏まえ、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項も含め再度整理したので、別紙のとおりお示しする。

なお、社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応等について、これまでお示しした事務連絡等を別添参考の通り整理したので、改めて参照頂き、適切に対応して頂きたい。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る
在宅の要介護（支援）者に対する介護
サービス事業所のサービス継続について
計2枚（本紙を除く）

Vol.920

令和3年2月8日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3983)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和3年2月8日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る
在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して継続的に提供されることが重要です。

1月7日に緊急事態宣言が発出され、その後対象地域が拡大されたところですが、昨今、感染が拡大している地域の家族等との接触があった在宅の要介護（支援）者への訪問系サービスや通所系サービスについて、事業所が新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、一定期間サービスの利用を控えさせる等といった事案が発生しています。

介護サービス事業所（※）が、上記の事案にあるように、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないことから、都道府県等におかれては、感染防止対策を徹底した上で在宅の要介護（支援）者に対して必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、管内の介護サービス事業所、市町村に対しての周知を行うようお願いいたします。

なお、感染者、濃厚接触者の利用者への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）及び「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（令和3年2月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）においてお示ししているため、引き続き適切な実施をお願いします。

(※) 介護サービス事業所

(通所系) 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

(短期入所系) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所(短期利用特定施設入居者生活介護に限る)、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護に限る)

(訪問系) 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所及び居宅療養管理指導事業所

居宅介護支援事業所

福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

(多機能系) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を含む。

(参考) 現行制度上、各サービスの基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、解釈通知において、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合とされています。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

退院患者の介護施設における
適切な受入等について（一部改正）
計 7枚（本紙を除く）

Vol.927

令和3年3月5日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)
FAX : 03-3595-3670、03-3595-7894、03-3595-4010

事務連絡
令和3年3月5日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）

退院患者の介護施設における適切な受入等については、「退院患者の介護施設における適切な受入等について」（令和2年12月25日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（以下「受入事務連絡」という。）において、退院基準、人員基準等の柔軟な取扱い等について示しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について、本年2月18日の第24回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論等を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）が改正され、有症状者のうち、人工呼吸器等による治療を行った患者の取扱いが示されたこと等から、受入事務連絡を別紙のとおり一部改正しましたので、貴管内市町村及び介護施設に対して周知をお願いします。

事務連絡
令和2年12月25日
令和3年3月5日一部改正

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

退院患者の介護施設における適切な受入等について

新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準や退院患者の受入については、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

退院患者の介護施設における適切な受け入れ促進を図るための留意点等を以下に示しますので、貴管内市町村及び介護施設に対して周知をお願いします。

記

1. 感染者等の退院患者の施設での受入について
- 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準については、現時点で得られている国内外の知見に基づき、以下のとおりとされている（有症状者の（1）及び無症状病原体保有者の場合のイメージは別紙）。

【有症状者の場合】

（1）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

次の①又は②に該当する場合

①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24

時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

以下の③又は④に該当する場合

③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

【無症状病原体保有者の場合】

以下の⑤又は⑥に該当する場合

⑤ 発症日から10日間経過した場合

⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)参照。なお、変異株等の患者の退院基準は「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」(令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和3年2月4日最終改正。)等を別途参照。)

- 上記の有症状者の①及び③の場合並びに無症状病原体保有者の⑤の場合については、検査は不要とされている。国内外の知見によると、人工呼吸器等による治療を必要としなかった患者については、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査で検出される場合でも感染性は極めて低いことがわかっており(これらの症例のうち、症状消失後もPCR検査で陽性になる例や、退院後に再度陽性となった症例からの二次感染を認める報告は現時点で認められていない。)、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には検査結果によらず退院可能であり、退院に当たって検査の実施は必要ないとされている。(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)の一部改正について」(令和3年2月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡))

(参考) 発症からの感染可能期間と再陽性症例における感染性・二次感染リスクに関するエビデンスのまとめ(令和3年2月18日 国立感染症研究所感染症疫学センター)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/10174-covid19-37.html>

- 人工呼吸器または体外式心肺補助（ECMO）による治療を行った患者の一部では、発症後 15 日程度まで感染性を有する可能性があるとしてされているため、これらの患者の退院基準は「発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合」等とされている。（この場合、発症日から 20 日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じる。）

（参考）上記の有症状者の③の場合に係る「適切な感染予防策」については、下記とされている。（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について」（令和 3 年 2 月 25 日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

問 19 人工呼吸器等による治療を行った患者における発症日からの日数等による退院基準について、「発症日から 20 日経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。」としていますが、この「適切な感染予防策」とは何を指しますか。

（答）

人工呼吸器等による治療を行った患者についても、大多数の場合は、発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した時点で感染性を有しないと考えられますが、こうした患者の一部で発症日から 20 日間まで感染性を有する可能性があることを示唆する報告もあるため、退院基準を満たして退院した後も、発症日から 20 日間経過するまでは、念のため以下の感染予防策を講じてください。

- ・ 自宅退院の場合は、生活上必要な外出を除き不要不急の外出は控え、同居の方がいる場合は、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第 5 版）」（令和 3 年 2 月 12 日改訂）別添 2 内の「4. 療養中の注意事項について（感染拡大防止のために）」に記載の注意事項の遵守に努めること。
- ・ 退院後他の医療機関へ入院または高齢者施設に入所する場合は、個室の使用を原則とした上で、標準予防策に加え接触予防策及び飛沫予防策、目の防護具の使用等を行い、さらに抜管等エアロゾルが発生する可能性のある手技を実施する場合は N95 マスクの使用等の対策を行うこと。
- ・ 医療機関を受診する場合には、原則として入院していた医療機関又は新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関を受診すること。

- 上記の退院基準については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条において準用する感染症の予防及び感

感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 22 条の「病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない」ことに関する基準であり、上記事務連絡でもお示ししたとおり、これらを満たした場合は、感染性が極めて低いため、退院可能としているものである。

- 以上のとおり、検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合があり、そのような場合を含め、退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受け入れを行うこと。
- 「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和 2 年 6 月 30 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）5 において示しているとおり、施設系及び居住系サービス事業所において、本退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。
- ただし、人工呼吸器等による治療を行った患者については、上記のとおり「発症日から 20 日経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じる」とされており、退院基準を満たした場合であって、発症日から 20 日経過するまでの間は、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないが、個室がない場合等は、適切なサービスを提供することが困難な場合と考えられるため、個別に調整を行うこと。
- なお、新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、施設系及び居住系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることも、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。

2. 人員基準等の柔軟な取扱いについて

- 感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関（受け入れ予定の医療機関を含む）から退院患者を受け入れた場合は、定員超過減算を適用しないこと。（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡））

- また、指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、当該入所者を除いて算出することができる等柔軟な取扱いを可能とすること。
（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第17報）」（令和2年12月25日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡））

3. 要介護認定の取扱いについて

- 要介護認定の新規申請の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」（令和2年4月27日付厚生労働省老健局老人保健課連名事務連絡）1において示しているところであるが、要介護認定申請中であっても、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であり、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能であること。

4. 介護報酬上の特例的な評価について

- 介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500単位）を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能であること。（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第18報）」（令和3年2月16日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡））

- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き 第4.2版より
(※有症状者の場合については、人工呼吸器等による治療を行わなかった場合のイメージ。人工呼吸器等による治療を行った場合は、「発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」等。)

【参考】 期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能

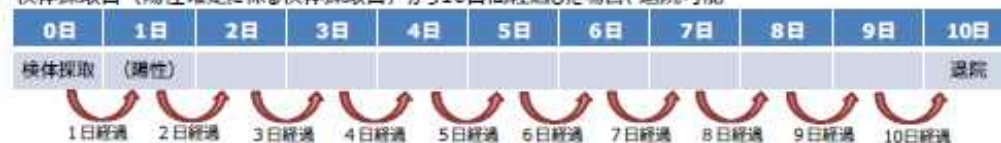


- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から10日間経過した場合、退院可能



- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領

介護保険事業者（以下「事業者」という。）、利用者・入所（入院）者（以下「利用者等」という。）に対する介護保険サービス（以下「サービス」という。）提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない旨、厚生労働省令で定められている。

本取扱い要領は、当該事業者による市への事故報告が適切に行われるよう、報告すべき事故の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものであり、事業者においては、本取扱い要領を参考としてマニュアル等を作成し事故発生時の対応について万全を期されたい。

1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者等の事故及びサービス提供中に関連する利用者等の事故とする。

2 報告すべき事故の種類及び範囲

事業者は、次の事由により該当する場合は市に対して報告する。

(1) ① サービス提供中の利用者の負傷等

② 誤薬（違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなど）

③ 異食・誤えん

(注1) ただし、報告が必要なのは以下の場合に限る。

i) 死亡に至った場合

ii) 医師（施設の勤務医、配置を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合

iii) 利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合

iv) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合

(注2) 「サービス提供中」とは、送迎、通院等の間を含むほか、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者等が事業所・施設（以下「事業所等という。」）内にいる間は、「サービス提供中」に含まれる。

(注3) 報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わない。

(2) 食中毒、感染症（コロナウイルス等）及び結核等の発生

(注) 保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従う。

(3) 行方不明・無断外出の発生

(注) 敷地内で発見され、特に異常が認められない場合は、報告の対象に含まない。

(4) 職員（従事者）の法令違反、不祥事等の発生

(注) 報告すべきものについては、利用者へのサービスの提供に関連するものとする。

(例：利用者等からの預り金の横領事件や送迎時の交通事故など)

(5) 災害等によるもの

(注) 震災、風水被害及び火災等の災害により利用者へのサービスの提供に関連するものとする。

(6) その他の事業者が報告を必要と判断するもの及び市が報告を求めるもの

3 報告の手順

(1) 事故発生時の報告先

事故が発生した場合は、速やかに以下のとおり連絡又は報告等を行うこと。

① 当該利用者の家族への連絡

② 所要の関係機関への報告・連絡

③ 利用する居宅介護支援事業者等への連絡

④ 市への報告

- ⑤ 県への報告（ただし、利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものに限る。また、市内の事業所の場合は和歌山県長寿社会課に報告する。）

(2) 市への報告

市への報告（当該利用者の保険者である市町村とし、当該事業所の所在地が他の市町村の場合には、事業所等の所在する市町村へも併せて報告）については、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。なお、報告にあたっては、別紙「介護保険事業者事故報告書」（以下、「報告書」とする。）にて作成のうえ、電子メールにより報告すること。

ただし、利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに市へ電話により第一報の報告を行い、その後速やかに報告書を提出すること（なお、市が就業時間外で電話連絡が取れない場合は、市へFAXを送信しておき、翌就業日に連絡すること。）。

また、事業者は、事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過の状況について市へ併せて報告すること。

4 報告事項

報告事項は、次のとおりとする。ただし、第1報提出時点で「⑧ 事故の原因分析」、「⑨ 再発防止策」又は「⑩ その他特記すべき事項」が記載できない場合は、当該部分を一旦記載せずに提出し、後日、以下の項目を全て記載した報告書を提出すること。

- ① 提出日、報告作成者、管理者、第何報か
- ② 事故状況
- ③ 事業所の概要
- ④ 対象者
- ⑤ 事故の概要
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 事故発生後の状況
- ⑧ 事故の原因分析
- ⑨ 再発防止策
- ⑩ その他特記すべき事項

5 その他の事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行なうための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を分析・解明し、及び再発防止に向けての対策を講じるとともに、市からより詳細な確認などを求められた場合は、再度報告を行うなど市の指示に従う。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

業務管理体制整備に関する届出

介護サービス事業者の皆様が、これまで以上に適切な事業の運営や、利用者の皆様へのサービス確保を行うことができるよう、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられています。

I まだ業務管理体制に係る届出を行っていない皆様へ

事業者は、業務管理体制を整備し、届出を行うことが必要となります。
(新たに介護サービス事業を始められる場合は、速やかに届出をお願いします。)

1 整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。

(業務管理体制整備の内容)		
	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備
		法令遵守責任者の選任
20未満	20以上100未満	100以上
指定又は許可を受けている事業所等の数(みなし事業所を除く)		

※同一事業所が、例えば短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数えます。

2 届出先は事業所等の所在地、法人の主たる事務所の所在地により異なります。

※ 法改正により、令和3年4月より届出先区分が変更します。

区 分	届 出 先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事業所の所在地の都道府県
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市
④ 地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村
⑤ <u>指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者</u>	<u>中核市</u> <u>※令和3年4月より</u>
⑥ ①~④(※令和3年4月より⑤を含む。)以外の事業者	都道府県

④和歌山
⑤歌山市
当は

※③の同一「指定都市」に和歌山市は該当しません。

II 既に業務管理体制に係る届出を行っている皆様へ

○ 法改正により、令和3年4月以降2の届出先区分が「都道府県」から「中核市」に変更となる事業者については、既に旧の届出先(和歌山県)に届出している場合は、新たな届出先(和歌山市)に届出を行う必要はありません。

○ 指定を受ける介護サービスの種類が増えることにより、1の整備すべき業務管理体制の内容が変わった事業者は、業務管理体制整備に係る変更届を提出する必要があります。

○ 本市の指定を受けることにより、2の届出先区分が変更となる事業者については、変更前と変更後の行政機関両方に届出をする必要があります。

国への届出については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

和歌山県への届出については、和歌山県のホームページ(きのくに介護deネット)をご覧ください。

<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

和歌山市への届出については、和歌山市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003143.html>

【各種申請・届出等、各加算等の届出】

当市ホームページを利用する際、ページ番号検索を活用ください。

和歌山市 Wakayama City

色・文字サイズの変更 Foreign languages 携帯サイト サイトマップ

サイト内検索 検索

FAQ検索

暮らし 市政 施設 事業者 観光・イベント

18歳はもう大人

成年に達したばかりの若い方が
懸念されています。悪質商法に
停止 1 2 3 4 5 6 7

「広報ページ番号検索」
①表示したいページ番号を入力。
②表示をクリックすると入力した
ページが表示されます。

市報 わかやま

広報ページ番号検索
広報紙に記載のIDを入力して検索
◆最新号は上の表紙をクリック◆
番号 表示

和歌山市 Wakayama City

色・文字サイズの変更 Foreign languages 携帯サイト サイトマップ

サイト内検索 検索

暮らし 市政 施設 事業者 観光・イベント

現在の位置: [トップページ](#) > [事業者](#) > [福祉](#) > 介護サービス事業者の方へ

事業者

福祉

市民の皆さまへ

- 改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針等について
- 実地指導・一般監査等の結果について
- 施設整備に係る風庫補助協議施設等の公表について

介護サービス事業者の方へ

ツイート シェア0

ページ番号1002998 印刷

新着情報

新型コロナウイルス

（介護事業所）

- 県民の皆様へのお願いー新型コロナウイルス感染症対策ー（各施設・事業所に掲示をお願いします）
（PDF 724.5KB）
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底について（R4.1.20通知）
（PDF 119.3KB）
- 布製マスクの配布希望の申出に係る申出時期の延長等について（R4.1.13通知）
（PDF 757.8KB）

ページ番号は各ページの右上にあります。

現在の位置: トップページ > 事業者 > 福祉 > 介護サービス事業者の方へ

事業者

福祉

市民の皆さまへ

- 改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針等について
- 寒地指導・一般監査等の結果について
- 施設整備に係る国庫補助協議施設等の公表について

介護サービス事業者の方へ

ツイート シェア0

ページ番号1002998

印刷

新着情報

新型コロナウイルス感染症について

- （介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症への対応について
- 県民の皆様へお願い-新型コロナウイルス感染症について(PDF 724.5KB)
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について(119.3KB)
- 布製マスクの配布希望の申出に係る申出時期の延長について

ページ番号：1002998

新着情報はこちらに掲載します。

「介護サービス事業者の方へ」

↓
「新着情報」

↓
「その他」

高齢者施設及び事業所の皆様へ

- 老人福祉法に基づく各種届出
- 有料老人ホームの事業者の方へ
- サービス付き高齢者向け住宅の事業者の方へ
- 介護老人ホーム及び軽費老人ホームの基準条例
- 社会福祉施設等への各種通知等
- 老人福祉施設等における事故報告の取扱いについて

その他

- 令和4年10月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について (R4.1.25通知) (PDF 440.3KB)
- 地域密着型サービス運営委員会委員の募集について
- 介護職員処遇改善支援補助金に係る情報提供について (R4.1.18通知) (PDF 2.6MB)
- 令和4年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」に係る提出期限について (R4.1.18通知) (PDF 151.3KB)
- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算等について
- 令和3年度和歌山市人権擁護推進員研修について
- 令和3年度和歌山県認知症対応型サービス事業管理者研修の実施について (R4.1.6通知) (PDF 317.4KB)
- 介護事業者のための業務継続計画 (BCP) 作成セミナーの開催について (R3.12.21通知) (PDF 395.2KB)
- 「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査」について (依頼) (PDF 613.6KB)
- 令和3年度介護職員処遇改善加算等研修会の実施に係る周知について (R3.10.6通知) (PDF 207.0KB)
- 令和2年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る実績報告書の提出について (R3.6.29通知) (PDF 243.1KB)
- 令和3年度和歌山県認知症介護基礎研修の実施について (R3.6.17通知) (PDF 1.2MB)
- 食中毒注意報発令の実施について (PDF 954.1KB)
- 運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出について (R3.5.17通知)

各種申請・届出等

- ▶ [1. 新規指定（許可）申請](#)
- ▶ [2. 指定（許可）更新申請](#)
- ▶ [3. 変更・廃止・休止・再開・指定辞退に関する届出](#)
- ▶ [4. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- ▶ [5. 「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について](#)
- ▶ [6. 居宅介護支援事業所の管理者要件について](#)
- ▶ [7. 居宅介護支援における特定事業所集中減算に関する届出](#)
- ▶ [8. 各種申請・届出書類等様式集](#)
- ▶ [9. 各サービスに係る付表](#)
- ▶ [10. 介護給付費算定に係る届出等様式集](#)
- ▶ [11. 事故報告書について](#)
- ▶ [12. 保険医療機関等のみなし指定について](#)
- ▶ [13. 小規模多機能型居宅介護の独自報酬の算定に関する届出](#)
- ▶ [14. 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算等について](#)
- ▶ [15. 通所介護等における宿泊サービスに関する届出](#)
- ▶ [16. 地域密着型（介護予防）サービス事業者等の指定（許可）の取扱い](#)
- ▶ [17. 地域密着型サービスに係る運営推進会議、介護・医療連携推進会議及び外部評価に関する報告](#)
- ▶ [18. 和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う手続き等について](#)
- ▶ [19. 業務管理体制に関する届出](#)

各種申請・届出を掲載しています。

「介護サービス事業者の方へ」



「各種申請・届出等」

(注) 老人福祉法に基づく各種届出に関する件につきましては、高齢者・地域福祉課のページをご覧ください。

- ▶ [高齢者・地域福祉課](#)

(注) 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける居宅サービス計画の提出に関する件につきましては、介護保険課のページをご覧ください。

- ▶ [介護保険課「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける居宅サービス計画の提出について」](#)

実地指導等

- ▶ [実地指導提出書類](#)
- ▶ [各種加算等自己点検シート](#)
- ▶ [各種加算・減算適用要件等一覧](#)
- ▶ [業務管理体制に関する届出](#)
- ▶ [営利法人の運営する介護事業所に対する監査の実施について](#)
- ▶ [集団指導資料](#)

お知らせ

- ▶ [地域密着型サービス事業者の指定申請に係る事前協議手続きについて](#)

変更・廃止・休止・再開・指定辞退に関する届出

ページ番号: 1003106

ページ番号1003106

印刷

介護保険法に基づく次の事業を行う事業者は、法令に定める事項等に変更が生じた場合や、事業の廃止・休止・再開、指定の辞退をする場合は、和歌山市長に変更届出、廃止・休止・再開届出、指定辞退届出等を行う必要があります。変更、廃止、休止、指定辞退、再開の際は、所定の各届出様式に必要な添付書類を添えて提出してください。

各届出書及び添付書類については、サービスの種類ごとに作成して提出してください。ただし、居宅サービス等と介護予防サービスを一体的に運営している場合は、各届出様式及び添付書類は同一のものでかまいません。(運営規程等それぞれ個別にあるものは除きます。)

1. 居宅サービス事業
2. 介護予防サービス事業
3. 居宅介護支援事業
4. 介護老人福祉施設
5. 介護老人保健施設
6. 介護医療院
7. 介護療養型医療施設
8. 地域密着型（介護予防）サービス事業
9. 介護予防支援事業
10. 介護予防・生活支援サービス事業

※一体的に運営する通所介護と第1号通所事業の届出等、届出書の様式が異なる場合であっても、重複する添付書類について省略できる場合があります。詳細は下記の文書ファイルをご確認ください。

[PDF 第1号訪問事業、第1号通所事業を実施する事業所における申請・届出等書類の取扱いについて \(PDF 118.4KB\)](#)

提出期限

- ・ 変更 変更の日から10日以内
- ・ 廃止・休止 廃止又は休止の日の1か月前まで
- ・ 再開 再開の日から10日以内
- ・ 指定辞退 辞退の日の1か月前まで

各届出の提出期限までに提出してください。

提出先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班

提出部数

2部（1部は事業所の控えとしてお返しします。）

提出方法

原則、提出先に持参してください。ただし、やむを得ず持参できない場合は、郵送でも受け付けます。

郵送の場合

変更（廃止・休止・指定辞退・再開）届出書2部及びその他の書類（各1部）を簡易書留又はレターパックなど配達状況が確認できる方法で送付してください。

- ・ 提出分以外に必ず申請者において控えを保管しておいてください。
- ・ 複数の事業所等の届出書をまとめて郵送しても結構です。
- ・ 変更（廃止・休止・指定辞退・再開）届出受理書（変更（廃止・休止・指定辞退・再開）届出書に受付印を押印したもの）を送付するための返信用封筒（必ずあて先を記入し、必要金額分の切手を貼付）を同封してください。

事業者
福祉
介護サービス事業者の方へ
地域密着型サービス運営委員会委員の募集について
【受付終了】 県における医療機関・高齢者施設等への抗原検査キットの配布事業に係る配布希望調査について (R3.8.6通知)
「科学的介護情報システム (LIFE)」の活用等について
高齢者福祉施設の避難確保における実態調査について (依頼)
非常用自家発電設備の整備状況調査について (通知)
介護職員等特定処遇改善加算について
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算等について
「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対応方針について
その他通知等
感染症等対策について
災害・防犯・事故等対策について
（介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症への対応について
（介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について
アスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査関連
社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について
地域密着型通所介護について
新規指定（許可）申請
（介護予防）短期入所療養介護の新規指定申請に係る届出書類

変更届出書 添付書類一覧表

- 通所介護、予防給付型通所

「変更があった事項」
こちらに記載のある事項が
変更した場合、変更届出書
の提出が必要です。

添付書類一覧表

では、変更届出書に加えて、変更事項に応じた
添付書類を提出してください。

添付書類は主なものですので、他の添付書類が必
ずある書類のうち写しの場合の原本証明は不要です。

添付書類によっては、別途変更申請が必要になる

「添付書類」
各変更があった事項に対し、
変更届出書とこちらに記載の
添付書類が必要です。

提出書類

- 共生型（介護予防）短期入所生活介護の新規指定申請に係る提出書類
- （介護予防）特定施設入居者生活介護の新規指定申請に係る提出書類
- （介護予防）福祉用具貸与の新規指定申請に係る提出書類
- 特定（介護予防）福祉用具販売の新規指定申請に係る提出書類
- 生活支援型訪問サービスの新規指定申請に係る提出書類
- 短時間型通所サービスの新規指定申請に係る提出書類
- 居宅介護支援の新規指定申請に係る提出書類
- 介護予防支援、第1号介護予防支援の新規指定申請に係る提出書類
- 介護老人福祉施設の新規指定申請に係る提出書類
- 介護老人保健施設の許可（指定）申請に係る提出書類
- 介護医療院の許可（指定）申請に係る提出書類
- 夜間対応型訪問介護の新規指定申請に係る提出書類
- （介護予防）認知症対応型通所介護の新規指定申請に係る提出書類
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護の新規指定申請に係る提出書類
- （介護予防）認知症対応型

変更届出書 添付書類一覧表

変更があった事項	添付書類
1.事業所（施設）の名称	付表、運営規程
2.事業所（施設）の所在地	付表、運営規程、平面図、写真、住宅地図等、施設整備等チェックリスト（※9）
3.法人の名称・主たる事務所の所在地	登記事項証明書・条例等【原本又は写し】、運営規程（※1）、事業所一覧（※2）
4.代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	登記事項証明書【原本又は写し】、事業所一覧（※2）、誓約書（※8）、経歴書（※3）、資格証の写し（※3・7）
5.登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	登記事項証明書・条例等【原本又は写し】、事業所一覧（※2）
6.事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	付表（※1）、平面図、写真、施設整備等チェックリスト（※9）
7.備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	入浴設備の概要、入浴設備の写真
8.事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴（介護老人保健施設を除く。）	付表、運営規程（※1）、勤務形態一覧表（※6・8）、経歴書（※11）、資格証の写し（※4・7）、誓約書（※8）
9.サービス提供責任者（訪問事業責任者）の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表、運営規程（※1）、勤務形態一覧表（※6・8）、経歴書（※10）、資格証の写し（※7・8）
10.運営規程	付表（※1）、運営規程、勤務形態一覧表（※5・6）、資格証の写し（※5・7）
11.協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	付表、協力医療機関等との契約書の写し
12.事業所の種別	付表、変更内容が確認できる書類
13.提供する居宅療養管理指導の種類	付表、運営規程（※1）
14.事業実施形態（単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別）	付表、運営規程（※1）
15.入院患者又は入所者の定員	付表、運営規程、勤務形態一覧表（※5・6）、資格証の写し（※5・7）
16.介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	変更内容が確認できる書類
17.福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況及び契約等の内容）	平面図、標準作業書、写真、運営規程（※1）、委託契約書の写し（委託の場合のみ）
18.併設施設の状況等	変更内容が確認できる書類
19.介護支援専門員（計画作成担当者を含む。）の氏名及びその登録番号	付表、介護支援専門員一覧（※1）、運営規程（※1）、勤務形態一覧表、資格証の写し（※7、8）、経歴書（※12）
20.連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	付表、指定訪問看護事業者との契約書の写し

事業者

福祉

> 介護サービス事業者の方へ

・ [地域密着型サービス運営委員会委員の募集について](#)

・ [【受付終了】国における医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業に係る配布希望調査について \(R3.8.6通知\)](#)

・ [「科学的介護情報システム\(LIFE\)」の活用等について](#)

・ [高齢者福祉施設の避難確保における実態調査について \(依頼\)](#)

・ [非常用自家発電設備の整備状況調査について \(通知\)](#)

・ [介護職員等特定処遇改善加算について](#)

・ [介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算等について](#)

・ [「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対応方針について](#)

・ [その他通知等](#)

・ [感染症等対策について](#)

・ [災害・防犯・事故等対策について](#)

・ [\(介護事業者向け\) 新型コロナウイルス感染症への対応について](#)

・ [\(介護事業者向け\) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について](#)

・ [アスベスト\(石綿\)等及びアスベスト\(石綿\)含有保温材等使用実態調査関連](#)

各種申請・届出書類等様式集

ツイート

ページ番号：1003147

ページ番号1003147

印刷

※記載例のある様式については、記載例を確認の上、作成してください。

1 新規指定(許可)申請様式

- 指定(許可)申請書(別記様式第1号) (Excel 64.5KB)
- 指定申請書(地域密着型サービス)(別記様式第1号) (Excel 54.0KB)
- 指定申請書(介護予防支援事業)(別記様式第1号)※地域包括支援センターが設置 (Word 15.4KB)
- 第1号事業に係る指定事業者指定申請書(介護予防・日常生活支援総合事業)(別記様式第5号) (Word 25.6KB)

2 指定(許可)更新申請様式

- 指定(許可)更新申請書(別記様式第2号) (Excel 52.0KB)
- 指定更新申請書(地域密着型サービス)(別記様式第6号) (Excel 45.0KB)
- 指定更新申請書(介護予防支援事業)(別記様式第5号)※地域包括支援センターが設置 (Excel 57.5KB)
- 第1号事業に係る指定事業者指定更新申請書(介護予防・日常生活支援総合事業)(別記様式第7号) (Word 25.2KB)
- 指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書 (Word 14.6KB)

3 変更・再開・廃止・休止・指定辞退の書類様式

(居宅介護サービス)

- 変更届出書(別記様式第5号) (Excel 64.5KB)
- 再開届出書(別記様式第6号) (Excel 36.0KB)
- 廃止・休止届出書(別記様式第7号) (Excel 53.5KB)
- 指定辞退申出書(別記様式第8号) (Word 33.0KB)

(地域密着型サービス)

- 変更届出書(地域密着型サービス)(別記様式第2号) (Excel 60.0KB)
- 再開届出書(地域密着型サービス)
- 廃止・休止届出書(地域密着型サービス)
- 指定辞退申出書(地域密着型サービス)

(日常生活支援総合事業)

- 第1号事業に係る指定事業者指定変更届出書(別記様式第9号) (Excel 58.5KB)
- 第1号事業再開届出書(別記様式第11号) (Word 18.3KB)
- 第1号事業廃止届出書(別記様式第10号) (Word 18.3KB)

居宅サービス(訪問・通所等)の変更届出書はこちら

地域密着型サービス(地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護等)の変更届出書はこちら

総合事業の変更届出書はこちら

- ・ 予防給付型訪問サービス
- ・ 生活支援型訪問サービス
- ・ 予防給付型通所サービス
- ・ 短時間型通所サービス

※提出期限までに提出してください。
また提出の際、2部必要となります(1部は事業所の控えとしてお返しします。)

事業者

各サービスに係る付表

該当するサービスの付表を使用してください。

ページ番号1003105



ページ番号：1003105

※記載例のある様式については、記載

1 介護サービス事業者用

- [\(付表1-1\) 訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス \(Excel 130.0KB\)](#)
↑←←1番下のシートタブで様式を選択できます。
- [\(付表1-2\) \(一部実施\) 訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス \(Excel 44.0KB\)](#)
- [\(付表2\) 訪問入浴 \(Excel 41.0KB\)](#)
- [\(付表3-1\) 訪問看護 \(Excel 70.0KB\)](#)
- [\(付表3-2\) 訪問看護 \(一部実施\) \(Excel 33.5KB\)](#)
- [\(付表4-1\) 訪問リハビリテーション \(Excel 38.0KB\)](#)
- [\(付表4-2\) 訪問リハビリテーション \(一部実施\) \(Excel 36.0KB\)](#)
- [\(付表5\) 居宅療養管理指導 \(Excel 40.5KB\)](#)
- [\(付表6-1\) 通所介護・地域密着型通所介護 \(療養通所\)・予防給付型通所サービス・短時間型通所サービス \(Excel 146.5KB\)](#)
↑←←1番下のシートタブで様式を選択できます。
- [\(付表6-2\) \(一部実施\) 通所介護・地域密着型通所介護・予防給付型通所サービス・短時間型通所サービス \(Excel 51.5KB\)](#)
- [\(付表7\) 通所リハビリテーション \(Excel 100.5KB\)](#)
- [\(付表8-1\) 短期入所生活介護 \(単独型\) \(Excel 46.0KB\)](#)
- [\(付表8-2\) 短期入所生活介護 \(特養空床利用・併設事業所型\) \(Excel 51.0KB\)](#)
- [\(付表8-3\) 短期入所生活介護 \(特養以外の併設事業所型\) \(Excel 50.5KB\)](#)
- [\(付表9\) 短期入所療養介護 \(Excel 46.0KB\)](#)
- [\(付表10\) 特定施設入居者生活介護 \(Excel 48.5KB\)](#)
- [\(付表11\) 福祉用具貸与 \(Excel 64.0KB\)](#)
- [\(付表12\) 特定福祉用具販売 \(Excel 62.0KB\)](#)
- [\(付表13\) 居宅介護支援 \(Excel 68.0KB\)](#)
- [\(付表13-2\) \(第1号\) 介護予防支援 \(※地域包括支援センターが設置\) \(Excel 41.0KB\)](#)
- [\(付表14\) 介護老人福祉施設 \(Excel 50.5KB\)](#)
- [\(付表15\) 介護老人保健施設 \(その1・その2\) \(Excel 76.5KB\)](#)
- [\(付表16-1\) 介護療養型医療施設 \(病院\) \(その1・その2\) \(Excel 249.5KB\)](#)
- [\(付表16-2\) 介護療養型医療施設 \(診療所\) \(Excel 83.0KB\)](#)
- [\(付表17\) 介護医療院 \(Excel 55.5KB\)](#)

介護サービス事業者用の付表はこちら

2 地域密着型サービス事業者用

- [\(付表1-1\) 夜間対応型訪問介護 \(Word 53.0KB\)](#)
- [\(付表1-2\) 夜間対応型訪問介護 \(一部実施\) \(Word 34.5KB\)](#)
- [\(付表2-1\) 認知症対応型通所介護 \(単独・併設型\) \(Word 53.0KB\)](#)
- [\(付表2-2\) 認知症対応型通所介護 \(共用型\) \(Word 55.5KB\)](#)
- [\(付表2-3\) 認知症対応型通所介護 \(一部実施\) \(Word 36.5KB\)](#)
- [\(付表3-1\) 小規模多機能型居宅介護 \(Word 72.0KB\)](#)
- [\(付表3-2\) 小規模多機能型居宅介護 \(一部実施\) \(Word 72.0KB\)](#)
- [\(付表4\) 認知症対応型共同生活介護 \(Word 59.0KB\)](#)
- [\(付表5\) 地域密着型特定施設入居者生活介護 \(Word 64.5KB\)](#)
- [\(付表6\) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 \(Word 80.5KB\)](#)
- [\(付表7-1\) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 \(Word 62.0KB\)](#)
- [\(付表7-2\) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 \(一部実施\) \(Word 36.0KB\)](#)
- [\(付表8-1\) 看護小規模多機能型居宅介護 \(Word 29.3KB\)](#)
- [\(付表8-2\) 看護小規模多機能型居宅介護 \(一部実施\) \(Word 23.2KB\)](#)

地域密着型サービス事業者用の付表はこちら

> 介護サービス事業者の方へ

- [地域密着型サービス運営委員会委員の募集について](#)
- [【受付終了】国における医療機関・高齢者施設等への抗原検易キットの配布事業に係る配布希望調査について \(R3.8.6通知\)](#)
- [「科学的介護情報システム \(LIFE\)」の活用等について](#)
- [高齢者福祉施設の遊覧確保における実態調査について \(依頼\)](#)
- [非常用自家発電設備の整備状況調査について \(通知\)](#)
- [介護職員等特定処遇改善加算について](#)
- [介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算等について](#)
- [「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対処方針について](#)
- [その他通知等](#)
- [感染症等対策について](#)
- [災害・防犯・事故等対策について](#)
- [\(介護事業者向け\) 新型コロナウイルス感染症への対応について](#)
- [\(介護事業者向け\) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について](#)
- [アスベスト\(石綿\)等及びアスベスト\(石綿\)含有保溫材等使用実態調査関連](#)
- [社会福祉施設等における吹付けアスベスト\(石綿\)等及びアスベスト\(石綿\)含有保溫材等使用実態調査の実施について](#)
- [地域密着型通所介護について](#)
- [新規指定\(許可\)申請](#)
- [\(介護予防\)短期入所療養介護の新規指定申請に係る提出書類](#)
- [訪問介護、予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問](#)

- 事業者**
- 福祉
 - 介護サービス事業者の方へ
 - [地域密着型サービス運営委員会委員の募集について](#)
 - [【受付終了】国における医療機関・高齢者施設等への抗原検査キットの配布事業に係る配布希望調査について \(R3.8.6通知\)](#)
 - [「科学的介護情報システム \(LIFE\)」の活用等について](#)
 - [高齢者福祉施設の避難確保における実態調査について \(依頼\)](#)
 - [非常用自家発電設備の整備状況調査について \(通知\)](#)
 - [介護職員等特定処遇改善加算について](#)
 - [介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について](#)
 - [「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対応方針について](#)
 - [その他通知等](#)
 - [感染症等対策について](#)
 - [災害・防犯・事故等対策について](#)
 - [\(介護事業者向け\) 新型コロナウイルス感染症への対応について](#)
 - [\(介護事業者向け\) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について](#)
 - [アスベスト\(石綿\)等及びアスベスト\(石綿\)含有保温材等使用実態調査関連](#)
 - [社会福祉施設等における防](#)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出

ツイート シェア 0

ページ番号1003138

印刷

ページ番号: 1003138

1 届出日と算定開始月

介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、次のとおりサービスの種類により提出期限までに届出が受理される必要があります。

※「みなし指定」されるサービスについても、加算等の算定を行うに当たっては、届出が必要です。

※介護予防・日常生活支援総合事業における「生活支援型訪問サービス」及び「短時間型通所サービス」については、加算・減算は適用されませんので、届出は不要です。

提出期限

届出日と算定開始月

サービス	届出日と算定開始月
訪問介護/予防給付型訪問サービス (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 通所介護/予防給付型通所サービス (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与 居宅介護支援 【地域密着型サービス】 夜間対応型訪問介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	毎月15日(翌月から算定) (注)
(介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 【地域密着型サービス】 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	毎月末日(翌月から算定) (受理日が1日の場合はその月から算定) (注)
(注1) (介護予防) 訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスにおける緊急時訪問看護加算	随時(届出を受理した日から算定)
(注2) 各サービスにおける介護職員処遇改善加算	【年度途中で算定を受ける場合】 算定を受ける月の前々月末日 【年度途中で加算の区分変更を行う場合】 他の加算等と同様の取扱い

※各サービスに設定している届出日までに提出してください。
また提出の際、2部必要となります(1部は事業所の控えとしてお返しします。)

介護給付費算定に係る届出に必要な書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する状況等一覧表
- ③各加算に必要とされる添付書類

現在の位置: [トップページ](#) > [事業者](#) > [福祉](#) > [介護サービス事業者の方へ](#) > [介護給付費算定](#)

和歌山市ホームページ
「介護給付費算定に係る届出等様式集」

事業者

福祉

介護サービス事業者の方へ

地域密着型サービス運営委員会委員の募集について

【受付終了】国における医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業に係る配布希望調査について (R3.8.6通知)

「科学的介護情報システム (LIFE)」の活用等について

介護給付費算定に係る届出等様式集

ツイート ページ番号: 1003137

ページ番号1003137 印刷

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表等

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (居宅・施設) (Excel 22.4KB)

(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (地域密着型・居宅介護支援・介護予防支援) (Excel 23.3KB)

←←居宅介護支援・地域密着型通所介護はこちら

(別紙3-3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (予防給付型サービス) (Excel 44.0KB)

←←予防給付型サービスはこちら (介護予防・日常生活支援総合事業)

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (サービスにより様式が異なります)

- ・居宅、施設、介護予防サービス (別紙2)
- ・地域密着型、居宅介護支援、介護予防支援 (別紙3-2)
- ・予防給付型サービス (介護予防・日常生活支援総合事業) (別紙3-3)

※該当するサービスの様式をダウンロードし、記載の上提出してください。

高齢者福祉施設の避難確保における実態調査について (依頼)

非常用自家発電設備の整備状況調査について (通知)

介護職員等特定処遇改善加算について

介護給付費算定に係る体制等に関する体制等状況一覧表

(別紙1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (居宅・施設・居宅介護支援) (Excel 94.1KB)

(別紙1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス) (Excel 50.8KB)

(別紙1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (密着型サービス) (Excel 44.2KB)

←←地域密着型通所介護はこちら

(別紙1-4) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (予防給付型サービス) (Excel 145.0KB)

←←予防給付型サービスはこちら (介護予防・日常生活支援総合事業)

②介護給付費算定に係る体制等に関する体制等状況一覧表 (サービスにより様式が異なります)

- ・居宅、施設、居宅介護支援 (別紙1)
- ・介護予防サービス (別紙1-2)
- ・地域密着型サービス (別紙1-3)
- ・予防給付型サービス (介護予防・日常生活支援総合事業) (別紙1-4)

※該当するサービスの様式をダウンロードし、記載の上提出してください。

[随時更新の対応策について](#)

- [その他通知書](#)
- [感染症等対策について](#)
- [災害・防犯・事故等対策について](#)
- [（介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症への対応について](#)
- [（介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について](#)
- [アスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査関連](#)
- [社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含](#)

サービスごとの添付書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、サービスの種類ごとに添付書類が異なります。該当するサービスのリンク先から提出書類を確認し、必要な申請書類を準備してください。

居宅サービス・介護予防サービス・予防給付型サービス（総合事業）

- [訪問介護・予防給付型訪問サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [（介護予防）訪問入浴介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [（介護予防）訪問看護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [（介護予防）訪問リハビリテーションの介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [（介護予防）居宅療養管理指導の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [通所介護・予防給付型通所サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [（介護予防）通所リハビリテーションの介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [（介護予防）特定施設入居者生活介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [（介護予防）福祉用具貸与の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [（介護予防）短期入所生活介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)
- [（介護予防）短期入所療養介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出](#)

③

③各加算に必要とされる添付書類

該当するサービスをクリックすると、添付書類が掲載されているページが表示されます。

- 居宅サービス、介護予防サービス、予防給付型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 居宅介護支援
- 地域密着型（介護予防）サービス（地域密着型通所介護の場合、予防給付型通所サービスとなります。）

※例として訪問介護・予防給付型サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出のページを示していますが、体制等届出を予定しているサービスのページからダウンロードしてください。

に係る体制等に関する届出

事業者

訪問介護・予防給付型訪問サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出

〒 ツイート シェア 0

ページ番号1025725 更新日 令和3年3月29日 印刷

添付書類一覧表

添付書類一覧表 (訪問介護・予防給付型訪問サービス) (Word 20.3KB)

各様式

- (別紙15) 定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書 (訪問介護事業所) (Excel 31.5KB)
- (別紙7-1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (訪問系・居宅介護支援・介護予防支援) (Excel 88.5KB)
- ↑ ← 「訪問系」のシートを選択してください。
- (別紙10) 特定事業所加算に係る届出書 (訪問介護) (Excel 43.0KB)
- (参考様式22) 人材要件に係る算出表 (訪問介護・予防給付型訪問サービス) (Excel 35.5KB)
- (別紙10-2) 特定事業所加算 (5) に係る届出書 (Excel 14.6KB)
- (参考様式22-1) 人材要件に係る算出表 (区分5算定用) (Excel 29.5KB)
- (参考様式29) 実務経験証明書 (Excel 42.0KB)
- (参考様式28) 重度介護者等対応要件に係る算出表 (Excel 34.5KB)
- (参考様式47) 認知症専門ケア加算に係る要件確認表 (Excel 39.0KB)

該当する加算の届出に必要な添付書類をダウンロードし、記載いただき提出してください。

サービス種類	届出の種類	添付書類
訪問介護	①施設等の区分・通院等乗降介助	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法の許可証の写し 運賃の認可証の写し 二種免許取得者の免許証の写し 二種免許取得者のヘルパー研修修了書の写し 車両の写真 (車両ナンバー、車体の表示が確認できるもの) 車両の車検証の写し <p>※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。 (訪問介護の内容に通院等乗降介助を明記)</p>
	②定期巡回・随時対応サービスに関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書 (別紙15) 指定定期巡回通知書の写し 指定定期巡回 (指定を受 <p>業所の指定 実施計画書</p>
	③特定事業所加算 (I) ①～⑥ (II) ①～⑤ (III) ①、②、⑥ (IV) ①～④、⑥	<ul style="list-style-type: none"> ①・特定事業所加算に係る届出書 (別紙10) 又は特定事業所加算 (V) に係る届出書 (別紙10-2) <p>★当該届出書にある各要件を満たす場合については、それぞれ根拠 (※) となる書類も提出してください。 ※ 研修計画表 (様式は問いません。)</p>

算定の届出を行う加算

算定を行うために必要な書類

和歌山市ホームページ
「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について」

事業者

▼ 福祉

▶ 介護サービス事業者の方へ

- 地域密着型サービス運営委員会委員の募集について
- 【受付終了】国における医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業に係る配布希望調査について（R3.8.6通知）
- 「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について
- 高齢者福祉施設の避難確保における実態調査について（依頼）
- 非常用自家発電設備の整備状況調査について（通知）
- 介護職員等特定処遇改善加算について
- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算等について
- 「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対応方針について
- その他通知等
- 感染症等対策について
- 災害・防犯・事故等対策について
- （介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症への対応について
- （介護事業者向け）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業の実施について
- アスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査関連
- 社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算等について

ツイート

ページ番号：1027655

ページ番号1027655

印刷

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定について

介護職員の処遇改善については、これまで介護職員処遇改善加算の充実が図られるとともに、令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算が創設されるなど、その改善に向けた取組が行われております。

令和3年度には、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件の見直しや介護職員等特定処遇改善加算の平均の賃金改善額の配分ルールの見直し等が盛り込まれた制度改革が行われました。

基本的な考え方等

処遇改善加算等の取得にあたり、以下の「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を必ずご確認ください。

- ★介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（介護保険最新情報vol.935）（PDF 828.0KB）
- ★令和3年度介護職員（等特定）処遇改善加算の改正点（案）（R3.3.15時点）（PDF 1.6MB）
- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（R3.3.9時点）（PDF 1.2MB）

（厚生労働省）研修等について

厚生労働省の委託を
分の取得を支援する

介護職員処遇改善加算及び介護職員等
特定処遇改善加算の算定を検討してい
る場合は、必ず確認してください。

の新規取得や上位区

- 令和3年度介護職員処遇改善加算に関する研修等について（PDF 207.0KB）

Q&A

※今後、厚生労働省よりQ&A等が発出されましたら、本ページに掲載させていただきますので承知くださいますようお願いいたします。

- 「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A（平成29年3月16日）」の送付について（介護保険最新情報vol.583）（PDF 165.3KB）
- 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）（平成31年4月12日）」の送付について（介護保険最新情報vol.719）（PDF 143.3KB）
- 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.2）（令和元年7月23日）」の送付について（介護保険最新情報vol.734）（PDF 622.3KB）
- 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和元年8月29日）」の送付について（介護保険最新情報vol.738）（PDF 347.5KB）
- 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（令和2年3月30日）」及び「居宅介護支援の退院・退所加算に関するQ&A（令和2年3月30日）」の送付について（PDF 845.5KB）
- 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）（令和3年3月19日）（介護保険最新情報Vol.941）（PDF 1.2MB）
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第19報）（令和3年3月22日）（介護保険最新情報vol.946）（PDF 545.5KB）
- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ&Aの送付について（令和3年6月29日）（介護保険最新情報Vol.993）（PDF 173.5KB）

- ・(介護予防) 特定施設入居者生活介護の新規指定申請に係る提出書類
- ・(介護予防) 福祉用具貸与の新規指定申請に係る提出書類
- ・特定(介護予防) 福祉用具販売の新規指定申請に係る提出書類
- ・生活支援型訪問サービスの新規指定申請に係る提出書類
- ・短時間型通所サービスの新規指定申請に係る提出書類

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の変更について

介護サービス事業者は、処遇改善加算等を算定する際に提出した計画書に変更があった場合(次の1~6のいずれかに該当する場合に限る。)には、下記のとおり変更届出書を提出してください。

変更事項

1. 会社法による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合
2. 当該申請に係る介護サービス事業等(増減(新規申請、廃止等の事由による)があった場合
3. 就業規則を改正(介護職員の処遇に関する内容に限る)した場合
4. キャリアパス要件等に関する適合状況に変更(該当する加算の区分に変更が生じる場合又は加算(3)若しくは加算(4)を算定している場合におけるキャリアパス要件1、要件2及び職場環境等要件間の変更が生じる場合に限る。)があった場合
5. 介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算の区分に変更が生じる場合
6. 別紙様式2-1の【基準額1~3】に変更がある場合

上記の変更事項が生じた場合、変更届出が必要となります。

- ・居宅介護支援の新規指定申請に係る提出書類
- ・介護予防支援、第1号介護予防支援の新規指定申請に係る提出書類
- ・介護老人福祉施設の新規指定申請に係る提出書類
- ・介護老人保健施設の許可(指定)申請に係る提出書類
- ・介護医療院の許可(指定)申請に係る提出書類
- ・夜間対応型訪問介護の新規指定申請に係る提出書類
- ・(介護予防) 認知症対応型通所介護の新規指定申請に係る提出書類
- ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の新規指定申請に係る提出書類
- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の新規指定申請に係る提出書類
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護の新規指定申請に係る提出書類
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の新規指定申請に係る提出書類
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新規指定申請に係る提出書類
- ・看護小規模多機能型居宅介護の新規指定申請に係る提出書類
- ・地域密着型通所介護、予防給付型通所サービス、短時間型通所サービスの新規指定申請に係る提出書類

提出書類と提出期限

変更事項	提出書類	提出期限
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算変更届出書 ・ 承継後の介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2-1】 ・ 承継後の介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-2】 ・ 承継後の介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-3】 ※別紙様式2-3は介護職員等特定処遇改善加算を算定しない場合は不要 ・ 当該事業発生までの資金改善の介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書【別紙様式3-1】 ・ 当該事業発生までの資金改善の介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書(施設・事業所別個表)【別紙様式3-2】	前々月の末日
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算変更届出書 ・ 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2-1】 ・ 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-2】 ・ 介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-3】 ※別紙様式2-3は介護職員等特定処遇改善加算を算定しない場合は不要	新規指定に伴う事業所増の場合 前々月の末日 廃止に伴う事業所減の場合 1か月前 変更が生じた後、速やかに
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算変更届出書 	前月の15日または前月の末日(サービスの種別により異なる) ※他加算と同様の取扱い
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算変更届出書 ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(注) ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(各サービスに対応したもの)(注) ・ 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2-1】 ・ 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-2】 (注) 加算の区分に変更が生じる場合のみ必要となります。サービスごとに別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている介護サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。	前月の15日または前月の末日(サービスの種別により異なる) ※他加算と同様の取扱い
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算変更届出書 ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(注) ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(各サービスに対応したもの)(注) ・ 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2-1】 ・ 介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-3】 (注) 加算の区分に変更が生じる場合のみ必要となります。サービスごとに別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている介護サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。	変更が生じた後、速やかに
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算変更届出書 ・ 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2-1】 ・ 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-2】 ・ 介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-3】 ※別紙様式2-2、2-3は介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算のどちらの額に変更が生じたかで適宜ご提出ください。	

変更事項により提出書類及び提出期限が異なりますので、確認ください。

の新規指定申請に係る提出書類

- 指定（許可）更新申請
- （介護予防）短期入所療養介護の指定更新申請に係る提出書類
- 地域密着型通所介護、予防給付型通所サービス、短時間型通所サービスの指定更新申請に係る提出書類
- 変更・廃止・休止・再開・指定辞退に関する届出
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- 介護老人福祉施設の介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- 居宅介護支援における特定事業所集中減算に関する届出
- 居宅介護支援事業所の管理者要件について
- 各種申請・届出書類等様式集
- 各サービスに係る付表
- 介護給付費算定に係る届出等様式集
- 地域密着型通所介護・予防給付型通所サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- 看護小規模多機能型居宅介護の介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- 地域密着型特定施設入居者生活介護の介護給付費算定

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

介護サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出していただくことになります。

📎 [令和2年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る実績報告書の提出について（R3.6.29通知）](#)（PDF 243.1KB） □

提出書類

提出書類

- 介護職員（等特定）処遇改善加算実績報告用チェックリスト
- 実績報告書（別紙様式3-1）
- 実績報告書（別紙様式3-2）

注意：各月の給与明細や勤務記録、国民健康保険団体連合会から毎月送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し(5月～翌年4月審査分)等、実績報告書の積算根拠となる資料については提出の必要はありませんが、別途、本市から求める場合がありますので、求められた場合は、速やかに提出できるよう適切に保管しておいてください。

特別な事情に係る届出について

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、「特別な事情に係る届出書」の提出が必要です。

年度を超えて職員の賃金水準を引き下げるようになった場合は、次年度の加算を取得するために必要な届出を行う際に、特別な事情に係る届出書を再度提出する必要があります。

また、職員の賃金水準を引き下げた後に状況が改善した場合には、可能な限り速やかに職員の賃金水準を、引き下げ前の水準に戻してください。

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件として、介護サービス情報の公表制度や各事業者のホームページを活用する等により、同加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、外部から見える形で公表することが必要です（「見える化要件」）。

📎 [介護職員等特定処遇改善加算取得に係る介護サービス情報の公表制度の活用について（R2.11.18依頼）](#)（PDF 121.9KB） □

様式へのリンク

※記載例のある様式については、記載例を確認の上、作成してください。

📎 [介護給付費算定に係る届出等様式集](#)

提出する書類の様式はこちらです。

電子メールを活用した情報伝達のための メールアドレス登録について

平素は、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、現在、メール登録されていない法人につきましては、郵送による情報提供を実施していますが、情報を一層迅速に貴事業所・施設へお伝えするために、電子メールの活用を促進しています。

つきましては、電子メールのアドレスを和歌山市指導監査課に登録されていない法人におかれましては、お手数ですが1に記載している登録方法により登録していただきますようご協力お願いいたします。

なお、電子メールによる情報伝達は、各法人に対し1配信のみとしますので、登録するメールアドレスも各法人当たり1つとします。

1 指導監査課への登録方法

- 送信先メールアドレス : shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp
- 件名 : メールアドレスの登録 (法人の名称)
- メール本文 : 法人の名称
: 法人の主たる事務所の所在地・電話番号・FAX番号

2 登録後について

登録した内容に変更が生じた場合は、メールにて本文に法人名及び変更の内容を記載し、登録内容の変更の旨がわかるような件名 (例 メールアドレスの登録内容の変更 (法人の名称)) で送信をお願いします。

担当：和歌山市指導監査課
介護事業所指定班
TEL：073-435-1319
FAX：073-435-1320